

大和市自転車等の放置防止に関する条例逐条解説

(目的)

第1条 この条例は、公共の場所に自転車等が放置されることを防止することにより、良好な生活環境を保持し、あわせて災害時における防災活動の確保を図ることを目的とする。

- ・ 公共の場所に放置された自転車等が引き起こす問題として、次の4点が挙げられます。
 - (1) 歩行者の通行障害で特にお年寄りや身体が不自由な方に大変危険な状態となります。
 - (2) 自動車の通行障害で、停留所に近づけないバスや荷降ろしのできないトラックなど、自動車によるアクセスが妨げられます。
 - (3) 街の美観が低下します。
 - (4) 防災上の問題として、火災などの災害が発生したとき、避難及び救助活動を妨害します。
- ・ この条例を制定することにより、これらの問題を防止し、市民の良好な生活環境や災害時の防災活動を確保します。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 原動機付自転車 道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車をいう。
- (3) 自転車等 自転車及び原動機付自転車をいう。
- (4) 公共の場所 道路、駅前広場、公園、緑地その他の公共の用に供する場所をいう。
- (5) 利用者等 自転車又は原動機付自転車の利用者又は所有者をいう。
- (6) 放置 自転車等が駐車を認められた場所以外の公共の場所に置かれ、かつ、当該自転車等の利用者等が当該自転車等から離れているため、直ちに当該自転車等を移動することができない状態をいう。

第1号関係

- ・ 自転車には、身体障害者用の車いすや小児用自転車等は除きますが、電動アシスト式自転車や三輪車(大人用)は含まれます。

第 2 号関係

- ・ 原動機付自転車とは、いわゆる 50cc 未満のバイクを言います。

第 3 号関係

- ・ この条例で用いる「自転車等」は、第 1 項に規定する自転車及び第 2 項に規定する原動機付き自転車の総称をいいます。

第 4 号関係

- ・ 「その他の公共の用に供する場所」とは、例えば、河川や水路など、不特定多数の人が利用する場所を言います。

第 5 号関係

- ・ この条例では、自転車等の利用者と所有者の両方（利用者等）に対して責務を定めています。

第 6 号関係

- ・ 本条で用いる放置とは、駐輪場以外の公共の用に供する場所に自転車等を止め、直ちに移動することができない状態をいいます。
- ・ 放置とは、時間の長さや目的ではなく、自転車等の移動が可能か否かによって決まります。

(市の責務)

第 3 条 本市は、自転車等駐車場の設置、自転車等の適正な駐車方法の指導啓発、民営自転車等駐車場事業の育成、関係機関及び関係団体との協力体制の確立等総合的な自転車等の放置防止施策の推進に努めなければならない。

- ・ 市は鉄道事業者や地域関連団体等と連携し、駅周辺等の自転車等の利用状況を把握します。
- ・ それに見合った駐輪場の確保を行うことや利用者等に対して自転車等の放置をしないよう指導啓発を行い、放置防止施策を実施します。

(利用者等の責務)

第 4 条 利用者等は、公共の場所に自転車等を放置しないように努めなければならない。

2 駅又は停留場(一般乗合旅客自動車運送事業の停留場をいう。)周辺の居住者は、通勤、通学等のための当該駅又は停留場への自転車等の利用を自粛するように努めなければならない。

< 第 1 項関係 >

- ・ 放置自転車問題を解決する上で、行政指導やモラルに訴えるだけの対策では不十分であるため、利用者等が自転車等を放置しないように努めることを定めます。

< 第 2 項関係 >

- ・ 駅周辺に居住する人は、可能な限り自転車等を利用せず、徒歩で駅を利用するよう努めることとします。

(小売業者の責務)

第 5 条 自転車の小売を業とする者は、自転車の販売に当たり、自転車防犯登録を受けるよう勧奨に努めなければならない。

- ・ 市内で自転車を販売するものは、自転車の安全利用の促進及び自転車駐輪場の整備に関する法律第 12 条第 3 項の「自転車を利用するものは、その利用する自転車について、国家公安委員会の規定で定めるところにより都道府県公安委員会が指定する者の行う防犯登録を受けなければならない」の規定にもとづき、利用者等に対して自転車防犯登録を行うよう勧奨に努めなければなりません。

(施設の設置者の責務)

第 6 条 自転車等の駐車需要を生じさせる公共施設、商業施設、娯楽施設等の設置者は、当該施設の利用者のために必要な自転車等駐車場の設置に努めるとともに、市の実施する自転車等の放置防止施策に協力しなければならない。

- ・ 鉄道駅周辺のみならず、官公署、学校、百貨店、スーパーなどの周辺でも駐輪需要が発生しています。
- ・ このような駐輪需要は一般的に特定の施設の利用者と密接な因果関係にあると考えられるので、原因者負担の観点から、これらの施設の設置者に対して自転車等駐車場の設置に努めなければならないことを定めます。

(鉄道事業者等の協力)

第 7 条 鉄道事業者及び一般乗合旅客自動車運送事業者は、市の実施する自転車等の放置防止施策に積極的に協力しなければならない。

- ・ 駅周辺の自転車等の放置が自転車等から鉄道への乗り換えに伴って生じていること、駅周辺には鉄道用地以外に利用可能な土地が少ない場合が多いことから、鉄道事業者に対し、市に積極的に協力することを定めます。

(放置禁止区域の指定)

第 8 条 市長は、大量の自転車等の放置により、良好な生活環境が著しく阻害されている公共の場所及び災害時における防災活動が妨げられるおそれのある公共の場所を自転車等放置禁止区域(以下「放置禁止区域」という。)に指定することができる。

2 市長は、放置禁止区域を指定しようとするときは、必要に応じ、関係機関及び関係団体の意見を聴くことができる。

3 市長は、放置禁止区域を指定したときは、あらかじめ、これを告示し、かつ、当該放置禁止区域にその旨を掲示しなければならない

第1項関係

- ・ 市長は、駅周辺について放置禁止区域を指定し、重点的に放置自転車対策を実施します。

第2項関係

- ・ 放置禁止区域を指定するにあたり、地域の理解が得られやすいように、必要であれば、周辺の商店会や自治会等関係団体の意見を聞くことができます。

第3項関係

- ・ 放置禁止区域を指定した場合は、告示するだけでなく、広報誌や看板等により広く市民に周知します。

(放置禁止区域の指定の解除等)

第9条 市長は、前条第1項に規定する状態がなくなつたと認めるときは、放置禁止区域の指定を解除しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、放置禁止区域の指定を変更することができる。

3 前条第2項及び第3項の規定は、前2項の規定により放置禁止区域の指定を解除し、又は変更する場合について準用する。

第1項関係

- ・ 放置禁止区域として指定された地域において、良好な生活環境が著しく阻害される恐れや災害時の防災活動の妨げになる恐れが解消されたと判断したときには、放置禁止区域を解除します。

第2項関係

- ・ 自転車等の放置の状況や開発等による環境の変化により、必要がある場合は放置禁止区域を変更します。

第3項関係

- ・ 放置禁止区域の解除や変更について、指定のときと同じように意見聴取や告示による周知を行います。

(自転車等の放置禁止)

第10条 利用者等は、放置禁止区域に自転車等を放置してはならない。

- ・ 利用者等に対し、放置禁止区域内に自転車等を放置することを禁止し、次条以下で放置した場合の措置を定めます。

(放置された自転車等に対する措置)

第 11 条 市長は、放置禁止区域に自転車等を放置し、又は放置しようとする利用者等に対し、当該自転車等を当該放置禁止区域から自転車等駐車場その他放置禁止区域以外の適当な場所に移動するよう指導することができる。

2 市長は、放置禁止区域に、放置されている自転車等をあらかじめ市長が定めた場所に移動することができる。

3 市長は、公共の場所(放置禁止区域以外の区域に限る。)の良好な生活環境を保持する必要があると認めるときは、放置されている自転車等を整理すること、自転車等を放置し、又は放置しようとする利用者等に対し、当該自転車等を自転車等駐車場等に移動させることその他必要な指導を行うことができる。

4 市長は、前項の規定による指導に従わず自転車等が放置されている場合において、公共の場所の良好な生活環境を保持するために特に必要があると認めるときは、継続して7日以上放置されている自転車等をあらかじめ市長が定めた場所に移動することができる。

5 市長は、第2項又は前項の規定により自転車等を移動する場合において、当該自転車等がガードレール、電柱その他の工作物にチェーンロック等で連結されていること等により容易に移動することが困難であると認めるときは、当該チェーンロック等の切断その他必要な措置をとることができる。

第 1 項関係

- ・ 放置禁止区域に放置された自転車等や放置禁止区域止めようとしている自転車等の利用者等に対して放置禁止区域ではない適当な場所に自転車を移動するよう警告します。

第 2 項関係

- ・ 放置禁止区域内に放置された自転車等を大和市放置自転車等保管所へ移動します。

第 3 項関係

- ・ 放置禁止区域以外の公共の場所においても、放置された自転車を整理したり、口頭や警告書により指導を行います。

第 4 項関係

- ・ 放置禁止区域以外の公共の用に供される場所に放置された自転車等に対し、7日以上放置されていることが確認された場合は大和市放置自転車等保管所に移動します。

第 5 項関係

- ・ 放置禁止区域内外を問わず放置された自転車等がチェーンロックなどにより移動困難であると認められた際には、チェーンロック等を切断します。

(移動した自転車等の措置)

第 12 条 市長は、前条第 2 項及び第 4 項の規定により自転車等を移動したときは、60 日間当該自転車等を保管しなければならない。

2 市長は、前項の規定により自転車等を保管したときは、移動した日から 60 日間を経過後当該自転車等を処分する旨を当該自転車等が放置されていた区域に直ちに掲示するとともに、当該自転車等を保管した旨を告示しなければならない。

3 市長は、第 1 項の規定により保管している自転車等の所有者の確認に努めなければならない。この場合において、当該自転車等の所有者の確認ができたときは、当該所有者に対し速やかに当該自転車等を引き取るように通知しなければならない。

4 市長は、第 2 項に規定する掲示及び告示又は前項に規定する通知をしたにもかかわらず、所有者が引き取らない自転車等及び所有者の確認ができなかった自転車等を移動した日から 60 日間経過後、処分することができる。

第 1 項関係

- ・ 移動された自転車等の利用者等が、保管されていることを知ってから引き取りに来るまでに通常要する相当期間を 60 日間とします。

第 2 項関係

- ・ 自転車等を移動した際には、その場において 60 日間保管後処分することを掲示します。

第 3 項関係

- ・ あわせて、自転車等を移動した旨（移動年月日 放置場所 保管期間 保管場所 返還を受ける方法 問い合わせ先など）を掲示し、告示を行います。

第 4 項関係

- ・ 放置自転車保管所内に保管している自転車の所有者確認を行い、所有者が判明したのに対して引き取るよう通知します。

第 4 項関係

- ・ 掲示、告示、通知を行ったにもかかわらず引き取られない自転車等や所有者が確認できない自転車等は 60 日間経過した後に廃棄や売却などの処分ができます。

(移動及び保管に要した費用等)

第13条 市長は、前条第1項の規定により保管した自転車等を利用者等に返還しようとするときは、移動及び保管に要した費用として次に掲げる額を徴収する。

- (1) 自転車 1台につき2,000円
- (2) 原動機付自転車 1台につき4,000円

2 市長は、盗難その他特別な理由があると認めるときは、前項に定める費用を免除することができる

第1項関係

・大和市放置自転車等保管所内の自転車等を所有者に返還する際に移動及び保管に要した費用の一部を徴収します。

第2項関係

・保管している自転車等が盗難されたものである場合や交通事故などで自転車等を動かすことができない特別な事情がある場合は保管料を免除することができます。いずれの場合も盗難届や交通事故証明など、事実の確認ができたものとしします。

(自転車駐車場の設置)

第14条 本市に自転車駐車場を設置する。

自転車駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 大和駅プロムナード自転車駐車場
- (2) 位置 大和市大和東一丁目1073番1及び大和南一丁目1092番17

・特に自転車等の放置が著しい大和駅周辺地区の対策として、市営の自転車駐車場(187台)を設置します。

(利用の申請及び承認)

第15条 自転車駐車場の利用の申請及び承認については、利用の開始をもって申請及び承認があったものとみなす。

・自転車駐車場の利用申請及び承認については、無人の機械式駐輪場のため、機械を使用することにより、利用の申請及び承認があったものとしします。

(使用料の納付)

第16条 2時間を超えて自転車駐車場を利用した者は、出場する際にその超えた時間について6時間までごとに100円の使用料を納付しなければならない。ただし、市長が盗難その他特別な理由があると認めるときは、使用料を免除することができる。

- ・ 自転車駐車場は、買い物等の一時的な駐輪需要に応えるため、2時間まで無料とします。
- ・ 盗難された自転車が駐輪された場合や機械等の故障により取り出せなくなったなどの特別な理由がある場合は、使用料を免除できます。
- ・ 使用料金は下記のとおりです。
 - 使用開始～2時間：無料
 - 2時間以降6時間経過毎：100円

(使用料の不還付)

第17条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が盗難その他特別な理由があると認めるときは、還付することができる。

- ・ 一旦納付した使用料は原則として還付しないこととしますが、盗難の事実が確認できた場合や機械等の故障により取り出せなくなったなどの特別な理由がある場合は使用料を還付します。

(自転車駐車場内の自転車に対する措置)

第18条 市長は、自転車駐車場において自転車が相当の期間継続して置かれていること等により自転車駐車場の適正な利用に支障が生じていると認めるときは、当該自転車の利用者等に対し、当該自転車に警告書をちょう付する等の方法により当該自転車を速やかに引き取るよう警告することができる。

2 市長は、前項の規定により警告を行ったにもかかわらず、当該自転車が当該警告を行った日から起算して7日以上継続して置かれている場合には、あらかじめ市長が定めた場所に当該自転車を移動することができる。

3 第11条第5項、第12条及び第13条の規定は、前項の規定による自転車の移動について準用する。

第1項・第2項関係

- ・ 自転車駐車場に長期間駐車している自転車については、警告書等により警告し、7日以上継続して駐車している場合は大和市放置自転車等保管所に移動します。

第3項

- ・ チェーンロック等の切断、移動した自転車についての掲示、告示、通知、処分、費用の徴収については放置自転車と同様の手続を行います。

(供用の休止)

第 19 条 市長は、自転車駐車場の補修その他必要があると認めるときは、自転車駐車場の供用を休止することができる。

- ・ 自転車駐車場の補修や立ち入りが危険であると判断される場合には供用を休止します。

(損害賠償)

第 20 条 自転車駐車場の設備を汚損し、き損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

- ・ 自転車駐車場の利用者が自転車駐車場設備を壊した場合などは、その損害を賠償しなければなりません。

(市の免責事項)

第 21 条 自転車駐車場において第三者に起因して生じた利用者の損害については、本市はその責めを負わない。

- ・ 自転車駐車場内において、盗難や他の自転車との接触などによる利用者の損害については、市は責任を負いません。

(適用上の注意)

第 22 条 この条例の適用に当たっては、他の法令の規定に基づく措置を妨げるものと解釈してはならない。

- ・ この条例は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律などの規定を妨げません。

(委任)

第 23 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

- ・ この条例の施行に必要な事項については、大和市自転車等の放置防止に関する条例施行規則で規定します。